

1. 開会
2. 部長挨拶
3. 職員紹介
4. 会議の成立の報告
5. 公開による会議の決定
6. 資料確認

7. 議題(1) 会長の選出について

(事務局)

会議次第により審査会を進めていく。

議題(1)「藤井寺市情報公開・個人情報保護審査会会長の選出について」について、藤井寺市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定により、会長は委員の互選により選出することとなっていることから、会長を選出いただきたい。

(難波委員)

長年の功績と豊富な知識がある岡田委員を推薦する。

(事務局)

難波委員からご意見をいただいたが、他にご意見又はご推薦のある方はお願いします。なければ、岡田委員に決定させていただきたいが、よろしいか。

(委員) =異議なし=

(事務局)

それでは、会長は岡田委員に決定する。

【岡田会長挨拶】

(岡田会長)

それでは、次第に沿って審査会を進行する。

8. 議題(2) 案件1「公共施設における防犯カメラの設置について」

(岡田会長)

議題(2)の案件1「公共施設における防犯カメラの設置について」について審議する。

本案件については、個人情報保護条例第7条第2項第6号の規定に基づき、「審査会の意見を求めている」と承知してよろしいか。

(担当課)

そうである。

(岡田会長)

それでは、案件1の内容について、実施機関の説明を求める。

【議題(2) 案件1 公共施設における防犯カメラの設置について事務局より説明】

(岡田会長)

本案件について、各委員の意見、質問を求める。

また、本日欠席の梶委員から提出された質疑事項書についても審査会で検討していくがよろしいか。

(委員) =異議なし=

(岡田会長)

質疑事項書の案件1に係る部分について検討する。

まず、資料番号4の市民病院については、

- ・ 保管場所についての定めは必要ないのか。
- ・ 保存期間を「原則として10日以内」としたのはなぜか。
- ・ 他と同じく「概ね1ヶ月間」でよいのではないか。

とあるが、この質疑事項について担当課はどう考えているか。

(市民病院事務局)

市民病院に設置している防犯カメラは天井に設置するタイプで、映像データはカメラ内部にあるメモリに保存している。

映像データの保存期間については、1週間分を撮りためて順次上書きをしていく仕組みで、映像データをカメラ内部に保存していることから、保存場所の指定はしていない。保存期間が

約1週間となっているため保存期間を「原則として10日以内」とさせてもらった。

(岡田会長)

次に、資料番号5については、

- ・教育委員会に係る要綱の第6条第1号・第2号による映像データの提供は、「書面による」要請を受けたときに限定することを検討されたい。また、第2号による犯罪捜査目的の提供については、令状の必要性も要検討と思われる。なお、施行済の「市」に係る要綱(資料番号1)についても同様である。
- ・そもそも「市」に係る要綱と別に教育委員会独自の要綱は必要か。第3条の文言を工夫して両者統合するのが望ましいのではないか。

とあるが、これについて担当課はどう考えているか。

(教育総務課)

令状が必要かどうかについて、この部分をご指示いただいて、その指示に従う所存である。

(木口委員)

教育委員会要綱第6条については、情報の提供について規定しているのではなく、保存期間を規定しているので噛み合っていない。

質問の趣旨として、映像データの提供は、「書面による」要請を受けたときに限定することを検討されたい。ということではないか。

第6条は、保存期間の延長について定めた規定だが、第7条に「書面による」要請を受けたときに限定する旨の規定を入れたほうが良いということ。

(岡田会長)

要するに、映像データの保存期間、保管期間を延長することについて、第6条第1号、第2号、第3号の場合に延長できるということだが、要請を受けた時に、その要請は、口頭による要請ではなく、書面による要請でなければならないということか。

(教育総務課)

そのように思う。

(岡田会長)

その旨を明記せよということだろう。

これは、却下するというにしたいがよろしいか。

(木口委員)

この質問が、第6条第1号、第2号についてさしているのであれば、私も却下に賛成である。

(難波委員)

質問では提供と書かれている。

(岡田会長)

実施機関が保有する個人情報について、警察当局から提供の要請がなされたとき提供することができるのはどんな場合か。

(こども施設課)

法令等の規定に基づくときという規定があり、捜査の関係の法律に基づいて提供を求めるといふ文書が通常出てくるため、それを受けて提供するという形になっている。

(岡田会長)

私は、どこかの派出所の巡査からの情報提供要請を受けてすぐに情報の提供をできるものとは考えていない。そして、警察から情報提供の要請をされたときにはそれなりの手続を踏んで進めないといけない、そういう法的整備が整っている。

要綱には特に書いていないが個人情報保護システムを総合的に俯瞰すると、心配する余地はないと考えられる。

(こども施設課)

藤井寺市個人情報保護条例第8条に利用及び提供の制限の条文がある。それには、例外規定ということで法令等の規定に基づくときとあり、そういう場合であったとしても提供の依頼を受付して、必要な手続を踏んだうえで提供するという流れになっている。

(岡田会長)

市に係る要綱と別に教育委員会独自の要綱が必要かという指摘について、どう考えているか。

(事務局)

その質問については、事務局の総務課から説明させていただく。本市における例規整備のルールとして、要綱については実施機関ごとに策定している。原則的に市長部局と教育委員会部局で1本の要綱で管理するということをしていないため、今回もほぼ同内容のものではあるが市の要綱とは別に教育委員会の要綱を別途定めさせていただきたいと思っている。

(岡田会長)

私は、問題ないと考えているが「一緒にせよ」と答申するか。

(木口委員)

市の方でやりやすいようにするのが良いと考えている。

(岡田会長)

実施機関の方で話し合っ、一つの要綱で処理する形にするのか、別々で処理するのか、その程度の行政運営上の裁量というのはあって良いだろう。市長としての実施機関、教育委員会としての実施機関、内容が一緒かあるいは一緒でなくても合理的な内容の要綱が定められてあれば、特に一つにまとめる必要を感じない。もちろん、一つにまとめられるのは審査会としては構わない。

資料番号6～9において、

- ・設置目的の中に教職員の安全が記載されないのは意図的か。
- ・保管場所が「職員室等」とされているうちの「等」の文言は必要か。

という指摘について担当課はどう考えているか。

(教育総務課)

「教職員」を記載していないことについては、特に意図はないので、「児童生徒及び教職員の安全な学校生活の確保を図るため設置する。」という形にさせていただく。

(木口委員)

現状、小学校において学校の先生が危険にさらされる事態はあり得るのか。

(教育総務課)

そういうことのないように普段から校門を閉めており、小学校だけではあるが安全監視員も配置している。中学校については、訪問者が来た場合はインターホンを押してもらい、職員室から確認をし、開錠をするという形である。

(木口委員)

外部からの侵入者に対してということか。

これに関連して、質問があるがよろしいか。

病院の設置目的には、事故の抑止という文言が入っているが、それ以外の施設については記載が無い。これは何か違いがあるのか。

(市民病院事務局)

病院の場合は、犯罪の抑止だけではなく入院されている患者が無作為に外出する可能性があり、その監視も防犯カメラが担っている。患者の安全を守る意味も込めて、その文言を入れている。

(木口委員)

了解した。

(教育総務課)

もう一点、「職員室等」の「等」の文言だが、保管場所は職員室に限定されていることから「等」は省き「モニターや映像の録画装置及び記した媒体は、職員室に施錠し保管する。」に文言を修正する。

(岡田会長)

職員室と校長室は、別概念か。

(教育総務課)

別概念である。

(岡田会長)

職員室に保管して、校長室には絶対に保管しないか。

(教育総務課)

HDDに保存する形になっている。

(岡田会長)

それは職員室に置いて、校長室には絶対に置かないということか。

(教育総務課)

そうである。

(岡田会長)

私は、「等」があってもよいと考えている。学校の外には出さないという意味で、学校を管理する教育委員会及び当該学校の校長が支配する領域下において保管するという意味で、職員室に施錠し保管するという文言の「職員室」というのは、学校の他の人に簡単に見られない場所に保管するという趣旨が中身にあり、「職員室」というのは一つの例示として挙げたのであって、職員室以外にもっと他の人が簡単に見られないところがあるのであれば、そこで保管するという意味で等を入れた。このことから「職員室等」の「等」はあって良いと考えられる。これは私個人の考えだが、職員室以外に秘密の文書の保管場所はあるのか。

(教育総務課)

基本的には、職員室に個人情報全部詰まっている。ただ、校長室にも一定おかれている場合はある。

(岡田会長)

「等」は取るか。

(木口委員)

私は無い方が良く考えている。保管場所を特定する意味で、保管を厳格にしろという趣旨で、一定それをする必要がある。職員室に保管するというのであれば、職員室という風に限定し、「等」がない方が良く考えられる。

(木口委員)

資料番号3のこども園の保管場所について、職員室内に保管するとあり、ここには「施錠し」っていうのはないのか。施錠の文言が必要なのではないか。

また、設置目的のところに事故の抑止というのが必要なのではないか。こども園には、病院の患者と同じように小さい子どもが居る。

(こども施設課)

防犯カメラは、入り口付近に設置しており、教室が見られる場所には設置していない。外部からの侵入、万が一何か事故があった場合の時、防犯カメラの存在による抑止という意味合いが大きいため、事故の防止という観点はなかった。

(こども施設課)

施錠に関しては、文言そのものが抜けているという形になる。各部屋はその都度施錠しておらず、閉園時には、運用上、館全体を施錠して機械警備としている。大きな意味合いでいうと、施設そのものは施錠しており、厳格に管理するということを明示するという形であれば施錠しという言葉を入れても良く考えている。

(木口委員)

この他の規定の趣旨は、建物全体を施錠するというだけで必要かつ十分だと言っているのではなく、それを保管する機の引き出し等を施錠せよということを書いていると理解していたが、今の話からすると建物が施錠されているからデータを保管している機は別に施錠しなくてもいいと受け取れるが、それはおかしい。

(こども施設課)

管理上の点検を再度させていただく。

(木口委員)

「施錠し」というのは、入れておく必要があると考えている。

(岡田会長)

資料番号の6の5の映像データの保管と廃棄には、職員室に施錠し保管するとあり、資料番号3の5の(2)で職員室内に保管するとあって、施錠するとは入っていないが、施錠しという文言が入っていないからといって施錠しなくてもいいということではなく、当然ながら簡単に他の人が見ることができないような配慮をし、保管するというのがこの短い文言の中に入っている。このことから、他の人が誤解無く理解するため、「施錠し」という文言を明示する分には構わないが、明示していなくても別に違和感はない。

(こども施設課)

文言的には統一すればよいので、再度管理的な点検をした上で修正する。

(木口委員)

それぞれの施設に関して、カメラをどこに設置する予定になっているのか教えていただきたい。こども園については、カメラが3台で録画装置が1台で、入口に1か所と他はどこか。

(こども施設課)

カメラは3台あり、通常子供が出入りする入り口、裏手の給食の搬入に使用する入り口、職員が使用する入り口の3カ所に3台設置している。

(木口委員)

つまり、外部からの出入り口ということか。

(こども施設課)

そうである。

(木口委員)

小学校とか中学校も同じか。

(教育総務課)

校門が見えるように、設置している。

(木口委員)

教室や廊下に設置しているわけではないのか。

(教育総務課)

設置していない。

(木口委員)

病院はどうか。

(病院事務局)

廊下の出入口が見える方向に設置しており、出入りする人が見えるようにしている。

(岡田会長)

審査会としても公益上必要があると判断するかどうかについて、意見を求める。

(木口委員)

公益上必要であると考える。

(岡田会長)

公共施設における防犯カメラの設置について公益上必要であるという点において、注意しなければならないのは収集の制限で、第7条第2項第1号から第6号までの第5号の個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。本人から収集しなくてもよいとあるが、防犯カメラで個人情報を収集するというのはその時点においては個人の生命、身体又は財産の保護のため防犯カメラを設置するというわけではない。つまり、第7条第2項第5号は、個人情報を収集する時点における要件であって、第6号によって防犯カメラを設置するということは、収集した情報を後になって犯罪が起こったとかの時に、もう一回犯罪捜査等のために映像を見て犯人を追及する事後的な個人の生命、身体又は財産の保護のためその便宜のために使うのであって、防犯カメラを設置する必要があるという公益上の必要はこれを認めるが、それは収集時における生命、身体又は財産の保護のためではなく、収集後起こった具体の事象に対処するためにそれを使用する便宜のため防犯カメラを設置するのであるから、収集時と現実とその事件によって便宜的にそれを利用する間の時間的なずれの間において、当該情報が漏えいすることのないように、十分に保管管理しなければならない。防犯カメラを設置するのは構わないが、現実防犯カメラの目的が達成されるその時点に至るまでの間、収集した個人情報については十分に管理していただきたいということを付け加えるがよろしいか。

(委員) =異議なし=

(岡田会長)

そのことを留保して、実施機関の公益上必要があるという判断は妥当であると答申する。

(委員) =異議なし=

(岡田会長)

案件1 公共施設における防犯カメラの設置については、実施機関の設置の目的が、公益上必要があるということについては妥当とする。ただし、防犯カメラで収集した個人情報の媒体に

については十二分に保管管理されたいという形で答申する。

9. 議題(3) 案件2「公用車等におけるドライブレコーダーの設置について」

(岡田会長)

議題(3)の案件2「公用車等におけるドライブレコーダーの設置について」について審議する。本案件については、個人情報保護条例第7条第2項第6号の規定に基づき、「審査会の意見を求めている」と承知してよろしいか。

(担当課：総務課)

そうである。

(岡田会長)

それでは、案件2の内容について、実施機関の説明を求める。

【案件2 公用車等におけるドライブレコーダーの設置について総務課より説明】

(岡田会長)

本案件について、各委員の意見、質問を求める。

(木口委員)

資料番号1の第7条について、タイトルに映像等データの利用とあって、この後本文のところに映像等データとあるが、「映像等データの利用は」とした方がつながるのではないか。

(岡田会長)

第7条の文言について、木口委員が言われるように手直しするよう求める。

ドライブレコーダーの設置について、皆がドライブレコーダーを設置している時代に実施機関の方でドライブレコーダーを設置してはならない、というのは通常常識からそれは無い。何が問題なのかというと、撮ってきた情報を行政機関が保有して、それを他所に漏らしてしまう、漏えいしてしまうということに問題がある。その部分にさえ注意していれば、ドライブレコーダーの設置についての公益上の必要というのは否定しがたい。

(木口委員)

梶委員の質疑事項書について「要綱案第4条第2号は、現下のドライブレコーダーの普及状況や撮影がほぼ道路上に限られることに鑑み、もはや過剰で不要と思われる。」とあるのは、

今はドライブレコーダーの設置が常識なのでそこまで不要なのではないか、という指摘だと考えられるが、表示用のシール等はあるのか。

(総務課)

資料があるので、配布する。

表示のシールは、車両の前若しくは後ろに表示することを検討している。

(木口委員)

あおり運転の抑止効果等もあり、表示はあるに越したことはないと思う。

(岡田会長)

貼ってはならないという積極的な理由がない。

(難波委員)

個人情報の収集を知らせるという意味では不要だが、抑止のためであるので貼ってもよい。

(岡田会長)

要綱については、行政主体の裁量の枠内で、ある程度自由に定めて良い。

(木口委員)

要綱案第5条について質疑事項がある。

第5条は、車を処分するときにドライブレコーダーを撤去してそのデータを速やかに消去するという意味か。

(総務課)

そうである。

(木口委員)

そうであれば早すぎるというわけでもない。

(岡田会長)

文字通り読むとドライブレコーダーに都合の悪いことが記録されているときに、ドライブレコーダーごと外して「存在しない」と言い張ることができるということを危惧しているのではないか。

(木口委員)

保存期間については、ドライブレコーダーの性質上仕方のないことだが、どれくらいでデータは消えてしまうものなのか。

(総務課)

録画時間については、8GBの媒体で撮ると1時間半から2時間程度である。保存期間については、公用車の運転状況によるが、5日間から7日間は残っていると考えられる。

(木口委員)

事故発生時の映像等データをドライブレコーダー内の媒体から抜き取った場合の当該映像等データの保存期間は、別途規定する必要があると考える。

通常、媒体を抜き取らなければ上書きで消えていくが、事故があればそれを抜き取って保存する。その時の保存の期間の目安は必要である。保険会社及び警察署から要請があるだろうから、原則はどの程度保存するかは決めておいて、警察署からしかるべき手続をとって要請されれば延長する等、案件1であったような規定が必要なのではないかと考える。

(岡田会長)

案件2について、ドライブレコーダーの設置ということで、基本的には公益上の必要性という部分には問題がない。

案件1と同じように、案件2についても個人情報の管理について個人情報保護条例との関係もあるので、十分に気を付けるという附帯意見を付けることとする。

それでは、案件2についての内容が妥当であったと意見するがよろしいか。

(委員) =異議なし=

10. 議題(4) その他

(岡田会長)

議題(4)「その他」について、事務局に説明を求める。

【令和2年度年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況について事務局より説明】

(岡田会長)

事務局の報告について、各委員の意見、質問を求める。

(委員) =特になし=

11. 閉会